

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

伊予鉄道株式会社

策定 : 平成30年4月1日

【 目 次 】

| | |
|---------------------|------|
| 『新型インフルエンザ対策 基本方針』 | P. 2 |
| 1. 業務計画の目的 | P. 3 |
| 2. 新型インフルエンザの概要 | P. 3 |
| 3. 危機管理体制および情報収集 | P. 4 |
| 4. 従業員および家族の感染予防措置 | P. 5 |
| 5. 新型インフルエンザ発生による対応 | P. 5 |
| 6. 教育及び訓練の実施 | P. 6 |

『新型インフルエンザ対策 基本方針』

当社は、新型インフルエンザ流行時において、感染拡大を最小限に抑え、役員・従業員およびその家族等の安全確保を前提とし、公共交通機関として、事業運営を図ることが、企業としての社会的責任を果たすとの認識の下、下記の通り基本方針を定める。

記

- 役員・従業員および家族、その関係者の人命尊重の観点から感染予防・感染拡大防止策を最優先した対応を図る。
- 新型インフルエンザが発生した場合は、感染状況等の情報を収集し、当社の対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する。
- 新型インフルエンザ発生時においては、その流行の深刻度合に応じた的確な判断を迅速に行い、柔軟に対応する。
- 世界的な大流行段階（パンデミック）においては、人命確保の視点から必要最低限の事業継続の確保に努める。
- ただし、国や地方行政等から地域封じ込めや事業活動の自粛要請等の指示がある場合は、それに従い対応する。
- 新型インフルエンザに関する基本情報や感染予防策、当社の行動計画等、必要な情報を従業員や家族に事前に提供する。

以上

1. 業務計画の目的

この業務計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号)に基づき、新型インフルエンザ大流行(パンデミック)時において、従業員等及び旅客輸送の安全確保を最優先として事業を継続していくために、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は随時見直し、必要に応じて修正を加える。

2. 新型インフルエンザの概要

(1) 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、従来は人以外に感染していたウイルスが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増殖できるようになり、さらにヒトからヒトへ感染するようになったインフルエンザウイルスのことである。

(例：高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)等)

(2) 発生段階

| 発生段階 | 状態 |
|-------------|---|
| 全段階(未発生期) | 新型インフルエンザが発生していない状態 |
| 第一段階(海外発生期) | 海外で新型インフルエンザが発生した状態 |
| 第二段階(国内発生期) | 国内で新型インフルエンザが発生した状態 |
| 第三段階 | 愛媛県内で新型インフルエンザが発生した状態 または、国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発表された状態 |
| ① 感染拡大期 | 愛媛県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態 |
| ② まん延期 | 愛媛県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 |
| ③ 回復期 | 愛媛県において、ピークを越えたと判断できる状態 または、国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が解除された状態 |
| 第四段階(小康期) | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

(3) 感染経路

① 飛沫感染

飛沫感染とは、咳やくしゃみにより口や鼻から飛び出す水滴による感染である。飛沫は空気中で1～2メートル以内しか到達しないため、2メートル以上離れた場合には飛沫感染するリスクはかなり減る。

② 接触感染

接触感染とは、患者の咳、くしゃみ、鼻水、などに含まれたウイルスが付着した手で環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）を触れた後に、その部位を別のヒトが触れ、さらにその手で自分の口や鼻や目を触ることによる感染である。

(4) 感染予防策

① 手洗い・うがい

外出からの帰社後・帰宅後は、きちんと手洗い・うがいをするのが重要になる。手洗いは流水と石鹸を用いて15秒以上行うこと。

② 咳エチケット

感染者は、ウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、マスクを着用すること。また、マスクを着用できない場合においても、咳・くしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけることを心掛ける必要がある。

③ マスクの着用

感染の有無にかかわらず必要に応じ、咳・くしゃみによる飛沫感染を防ぐために不織布製のマスクを着用すること。

3. 危機管理体制および情報収集

(1) 危機管理体制の整備（対策本部の設置）

国内外および社内での感染状況等を勘案し、必要に応じ「新型インフルエンザ対策本部」を設置して、新型インフルエンザ対策の全般を統括する。

対策本部長は、総括安全衛生管理者である代表取締役専務取締役とし、委員は担当役員・各部長、労働組合、産業医とする。（別表1参照）

① 新型インフルエンザ対策の準備および発生時に機動的に対応できるよう、各事業場における責任者、産業医等を含む医療スタッフ、実際のインフルエンザ対策に当たる役割等を明確にする。（別表2参照）

② 必要に応じて、交代要員や補助要員を確保するなど、安全確保を最優先に、人員の輸送に最大限努力していくものとするが、具体的な事業運営については、政府等から出される勧告、通知等に留意しつつ都度適切に判断する。

- ③ 緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制、社内各職場間の連絡網等の連携体制を確認する。(別表2・3・4参照)
- ④ パンデミック時の対応も想定し、人員の輸送に必要なものについて予め検討しておく。

(2) 情報収集および周知方法の整備

① 情報収集

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関および、地方公共団体から入手する。(別表3参照)

また、鉄道協会をはじめとする各種事業者団体、関係企業および関係する所管官庁や地方自治体等と適切に情報交換を行う。

② 周知方法の整備

得られた情報は、必要に応じて、行動計画や対策の見直しに反映するとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備する。

4. 従業員等への感染予防・拡大防止のための事前の措置

従業員や家族等への感染を最小限に抑えるために、以下の措置を講じておく。

(1) インフルエンザ予防接種の推奨

通常のインフルエンザ罹患との区別のため、予防接種を推奨する。

(2) 自己の健康管理

- ① 手洗い、うがい等を励行するよう指導する。
- ② 心臓病、糖尿病、ぜんそくなど基礎疾患を持つ従業員への健康管理を指導する。

(3) 衛生用品類の備蓄

マスク、手指消毒用品、体温計等を必要数用意しておく。

(4) 一般家庭における備蓄推奨

外出自粛等への対応のため、食料品や日用品等を備蓄するよう推奨する。

5. 新型インフルエンザ発生による対応

新型インフルエンザの流行の深刻度合に応じて、新型インフルエンザ対策本部による会議招集を行い、以下の措置を講じる。

(1) 従業員に対し、注意喚起

発生段階状況、感染防止策、感染拡大防止策の情報提供を実施する。

(2) 従業員および同居家族の健康状態の確認等

- ① 従業員または同居家族に発熱（38℃以上）等が出現した場合は、医療機関を受診し、受診結果を会社に報告する。（様式1・2参照）
- ② 従業員本人が感染していた場合は、完治するまでの間出勤停止とし、出勤のタイミングについては、医療機関受診の際に医師の判断を仰ぐこと。
- ③ 同居家族が感染した場合は、出勤前に検温し、感染が疑われる場合（概ね38度以上の発熱がある状態）は、医療機関を受診すること。
- ④ 手洗いうがいを実施し、家族からの感染予防に努めるとともに勤務中はマスクを着用するなどの感染拡大予防措置を実施する。

(3) 乗務員他関係係員のマスク着用開始（解除）

- ① 国、地方行政、監督官庁等による指導に基づき、鉄道・軌道関係係員のマスク着用を実施（解除）する。
- ② また流行の深刻度合に応じて、対策本部判断にて鉄道・軌道関係係員のマスク着用（解除）を実施する。

(4) 運行に関する対応

乗務員の確保が困難な場合または国土交通省からの運行の縮小等の指示がある場合、運行の縮小または中止を実施する。

(5) 利用客等への対応

- ① 鉄軌道車両、駅舎などの清掃を行い清潔な状態を保ち感染予防に努める。
- ② 行政機関等からの要請に基づき、感染予防対策や感染拡大に関する情報等を車内アナウンスや総合情報システム等を活用し利用客へ案内する。
- ③ 行政機関等からの要請に基づき、必要に応じて車両等の消毒を実施する。
- ④ 運休等運行に関する情報は速やかにホームページ等、適切な広報手段を活用して利用客への周知を図り混乱を最小限に留める措置を実施する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が解除されるなど、事態が終息した場合は、上記④と同様に利用客へ周知を図る。

6. 教育及び訓練の実施

会社は、平素から正しい知識を習得し、社員等に周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するように努めるものとする。また、新型インフルエンザ等対策とその他の訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるものとする。